

システムリプレースに併せた制度改善等に伴う社債等に関する業務規程施行規則等の一部改正について

1. 改正の趣旨

平成 26 年 1 月 6 日の実施を予定している当機構のシステムリプレースに併せ、制度利用者の利便性向上を図るための制度改善及び国際標準化の推進を目的とした次世代国際標準メッセージフォーマットである IS020022 の導入に係るシステム対応等を実施することに伴い、「社債等に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）及び「社債等振替制度に係る手数料に関する規則」（以下「手数料規則」という。）の一部を改正することとする。

2. 改正の概要

(1) 振替口座簿記録事項証明書の電子化に伴う対応

書面等により行っていた振替口座簿記録事項証明書の請求及び交付手続について、原則 Target 保振サイトを使用した方法に変更するとともに、CSV ファイルの配信も可能とすることに伴い、手数料を新設するほか、書面により交付した場合の手数料の見直しを行う。

（手数料規則 別表）

(2) 販売会社移管に係る機能新設に伴う対応

投資信託の販売会社間の振替（移管）時に販売会社と発行者との間で行われている書面手続き等の事務負担軽減を図る観点から、投信振替システムにおいて振替（移管）及び移管連絡機能を追加することに伴い、当該機能を利用した場合の手数料を新設する。

（手数料規則 別表）

(3) IS020022 の導入に伴う対応

オンライン・リアルタイム接続で送受信している申請及び通知等について、IS020022 対応することに伴い、所要の規定を整備する。

（規則 別表 1、手数料規則 別表）

(4) その他

その他所要の規定の整備を行う。

（規則 第 2 条、別表 1）

3. 施行日

平成 26 年 1 月 6 日から施行する。ただし、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により社債等振替業を実施することができない又はそのおそれがあると機構が認める場合には、平成 26 年 1 月 7 日以後の機構が定める日から施行する。

以 上